

地域の集会に使用する公会堂施設整備費補助金について

各地域の集会所について、新築、増築、改築、移転、修繕、模様替え、上下水道接続、耐震診断、補強計画作成、耐震改修等を行う場合は、助成制度を設けていますのでご活用ください。

なお、交付には諸要件がありますので、あらかじめ総合政策課または各支局地域振興課までお問い合わせください。

○制度の概要

- ・対象事業 事業費が10万円以上のもの（耐震診断、補強計画作成を除く）
※耐震診断、補強計画作成、耐震改修については、昭和56年5月31日以前に建設されたもの
- ・補助率 補助対象事業費の1/2以内でそれぞれ限度額は次のとおり

【新築】

① 利用戸数100戸以上	500万円
② " 50戸以上	400万円
③ " 25戸以上	300万円
④ " 10戸以上	215万円
⑤ " 10戸未満で特に市長が認めたもの	175万円

【増築・改築・移転・耐震改修】

① 利用戸数が小学校学区又は大字単位等の規模のもの	260万円
② ①以外のもの	100万円

【修繕・模様替え・上下水道接続】

① 利用戸数が小学校学区又は大字単位等の規模のもの	160万円
② ①以外のもの	60万円

【耐震診断・補強計画作成】 30万円

○募集期間 随時受付

○その他

- ・この補助金を受けた年度から5年間は、同一施設を補助の対象としない。
(ただし、上下水道接続工事、耐震診断・補強計画作成・耐震改修工事、災害復旧工事は除く。)
- ・対象とする費用は、安全施設（フェンス、街路灯）の整備や防犯上必要なもの及び、集会施設の機能を果たすために必要な最小限度のものに限り、庭木の植栽・剪定や、花壇の整備等の経費は対象としない。
- ・備品となる経費は対象としない。（エアコン等）